



レッドゾーン（原則として立地不可とすべき地域）

イエローゾーン（慎重な立地検討を要するべき地域）

【附帯事項】

- (1) 本評価図は、主に阿讃山脈近郊を中心とした評価となる。そのため、その他の市街地域については評価対象としていない。
- (2) “レッドゾーン”的距離に関しては、あくまで居住地等から離すために最低限必要な距離であり、立地にあたってはより一層の距離を設けていくことが望ましい。
- (3) 事業を予定するものは、その時の最新の騒音・シャドウフリッカーに関する知見と、居住施設などの利用状況を踏まえ、適切な検討を実施すること

評価図 (騒音・シャドウフリッカーリスク)